

被扶養者の国内居住要件について

健康保険法の一部改正により、令和2年4月1日から被扶養者の認定要件が追加になります。

国内居住要件とは、日本国内に住所を有することです。

日本に生活の基礎があることを住民票で判断しますので、「住民票」を提出してください。

※ 事業主が東芝健保への申請以外の目的で、住民票があることを別途確認済みであれば省略できますので、お勤め先の健康保険業務担当部門にお問い合わせください。

特例退職被保険者制度、任意継続被保険者制度に加入の方は省略できません。

国内居住要件の例外

日本に住所を有さなくても、次の①～⑤の要件に該当する場合は国内に生活の基礎があると認められるものとし、例外として取り扱います。

次の①～⑤の要件に該当する場合は、通常の扶養申請に必要な書類の他に事由別の添付書類を提出してください。なお、外国語で作成された書類は、翻訳文(翻訳者名の記名を含む)を添付してください。

例外要件	添付書類
① 外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
② 外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し ※いずれか1点(審査により追加提出の場合あり)
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し等 ※事情を確認し、個別に判断

国内居住要件の適用除外者

日本に住所を有する場合であっても、次の①②の要件に該当する場合は、国内居住要件の適用を除外すべき特別な理由があるとして、被扶養者にはなれません。

①日本の国籍を有さず、医療目的で来日する者及びその者の日常生活の世話をする者

②日本の国籍を有さず、一年を超えない期間滞在し、観光、保養等の活動を行う者

①②に該当しない場合、通常の扶養申請に必要な書類の他に在留資格が確認できる添付書類を提出してください。

在留資格	添付書類
特定活動以外	在留カード(両面)の写し
特定活動	パスポートに添付される特定活動の内容が書かれた「指定書」等の写し